

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	施行者の変動の認可		
根拠法令及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第51条第3項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第48条(認可の基準) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成14年 6月 19日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第48条(認可の基準)

都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
- 三 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。
- 四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。
- 五 第十二条第三号から第十号までに掲げる基準に適合すること。